

仕 様 書

1 契約件名

令和8年度レンタカー単価契約

2 概要等

- (1) この仕様書は、中部森林管理局とのレンタカー単価契約に適用する。
- (2) この仕様書において、「甲」とは発注者となる支出負担行為担当官 中部森林管理局長 佐伯 知広 をいい、「乙」とは をいう。

3 契約期間

令和8年 月 日～令和9年3月12日

4 利用車種及び利用時間等

カーナビゲーション、ETCを装備し、冬期においてはスタッドレスタイヤ及びタイヤチェーンを装備すること。

車 種	予 定 回 数				
	12時間以内	24時間以内	以後1日毎 (24時間まで)	超過時間 (1時間毎)	4WD指定 (24時間毎)
商用バン(1500ccクラス) (プロボックス・ ADバンクラス等)	3	1	1	1	
ハイブリッド車(1800ccクラス) (プリウスクラス等)	10	5	3	3	
ミニバン(7～8人乗り) (セレナクラス等)	10	5	3	3	5
ワンボックスワゴン(10人乗り) (ハイエースワゴン・ キャラバンワゴンクラス等)	25	10	5	5	
軽トラック	3	1	1	1	
2tトラック (標準)	3	1	1	1	
RV車 (RAV4・ エクストレイルクラス等)	15	5	5	3	

- ※ ① 上記は、予定数量であり年間数量を担保するものではない。
- ② 指定したクラスの車種がない場合は、同じ料金契約で同等クラス以上の車種の貸し出しを行うこと。
- ③ 利用料金(免責補償制度加入料を含む)は12時間まで・24時間まで・以降1日毎・超過時間毎の利用時間に応じて単価を定める。
- ④ 加算料金として4WD指定料金(24時間毎)を定める。

- 5 借り上げに伴う燃料
燃料については、甲が満タンの状態で乙に返却する。
- 6 利用方法
利用の申し込みは、様式1に必要事項を記載し、メール等により行う。
乙は予約が完了した時点で、様式1に必要事項を記載し、メール等により甲へ連絡すること。
ただし、緊急の場合は当日の電話連絡によるものとし、様式1は借受の際に乙に手交する。
- 7 予約の変更及び取り消し
予約の変更取り消しは、乙の承諾を得るものとし、乙の承諾を得たときは、予約の変更及び取り消し手数料の支払いは行わない。
- 8 借受及び返却場所等
車両の借受及び返却場所は、乙の営業時間内で下記のいずれかの場所とする。
① 中部森林管理局、各森林管理署及び事務所等
② 中部森林管理局管内に所在する乙の営業所
③ 中部森林管理局管内に所在する乙の営業所の最寄り駅
- 9 利用後の確認
(1) 乙は、甲に利用後に利用明細書を発行すること。
(2) (1)で作成した書類は、乙において保管し、「12. 代金の請求」にあわせて甲に提出すること。
- 10 履行検査
甲は、毎月末履行完了後に、検査職員により履行検査を行うものとする。
- 11 代金の請求
請求書のあて名は「中部森林管理局長」とすること。
代金の請求は、1ヶ月間の履行終了後、利用分をまとめて行うこと。
なお、借り上げ日における項目毎に計算を行い、消費税の端数は切り捨ての上、集計を行うものとする。
- 12 代金の支払い
甲は適法な請求書を受領した日から30日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払い期限を超過して支払い遅延となった場合は、遅延日数に応じ当該支払金額に対し、政府契約の支払い遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。

13 賠償及び保障

- (1) 保険・補償制度は、下記条件のとおりとする。
また、免責補償制度加入料についても契約金額に含まれるものとする。
 - ① 対人補償 1名につき無制限
 - ② 対物補償 1事故につき無制限
 - ③ 車両補償 1事故につき時価まで
 - ④ 人身傷害補償 1名につき3,000万円
- (2) 事故等により損害が発生した場合は、(1)の保険・補償制度により補填する。
ただし、甲が、当該事故の内容及び原因から、国家賠償法を適用すべきと判断した場合にはこの限りでない。

14 その他

- (1) 契約金額には、利用に係る全ての費用を含むものとする。
- (2) 本契約にかかる「仕様書に合致する証明書」については、車種及び営業店舗が記載されているパンフレット等とする。
- (3) 本仕様書の各項目に不明な点がある場合は、担当職員と打ち合わせを行い、その指示に従うこと。
- (4) 本仕様書に基づく全ての作業において、発注者が提供した業務上の情報は第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。